

2008 年漁業センサス結果の概要(確定値)  
神奈川県農政事務所

平成 21 年 12 月  
農林水産省



調査の仕様	1
-------	---

## 統計表

1 海面漁業(漁業管理組織、海面漁業地域)	
(1) 漁業管理組織	
ア 管理組織数	9
イ 管理対象漁業種類別延べ参加漁業経営体数	9
(2) 海面漁業地域	
ア 水産物直売所を運営した漁協数及び年間利用者数	9
イ 活性化の取組を行った参加人数規模別漁協数及び年間延べ参加人数	9
2 内水面漁業	
(1) 内水面漁業経営体	
ア 経営組織別内水面漁業経営体	10
イ 湖沼漁業経営体	
(ア) 湖沼漁業漁獲魚種別延べ経営体数	10
(イ) 過去1年間の湖沼漁業従事者数	10
ウ 内水面養殖業経営体	
(ア) 営んだ養殖種類別経営体数及び主とする養殖方法	10
(イ) 過去1年間の内水面養殖業従事者数	11
(2) 内水面地域	
ア 魚種別放流数量	11
イ 遊漁承認証の種類別発行枚数	11
3 流通加工業	
(1) 魚市場	
年間取扱金額規模別市場数	11
(2) 冷凍・冷蔵工場、水産加工場	
ア 冷凍・冷蔵工場	
冷凍・冷蔵工場数及び従業者数	12
イ 水産加工場	
(ア) 水産加工場数及び従業者数	12
(イ) 営んだ加工種類別延べ水産加工場数	12
(ウ) HACCP手法を採用する理由別延べ水産加工場数	12
ホームページ掲載案内	13

## 【調査の仕様】

### 1 調査の目的

本調査は、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

### 2 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省   都道府県   市区町村   調査員	自計申告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省   統計・情報センター   調査員	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省   統計・情報センター   調査員	自計申告調査または オンライン調査
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合		
流通加工 調査	魚市場調査	水産物の市場	農林水産省   統計・情報センター   調査員	自計申告調査または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所		

### 3 調査の対象

#### (1) 海面漁業調査

##### ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。)(以下、「沿海市区町村」という。)の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

##### イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係る漁業管理組織

##### ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合)

## (2) 内水面漁業調査

### ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で、農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において、養殖の事業を営む漁業経営体

### イ 内水面漁業地域調査

水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第18条第2項の内水面組合

## (3) 流通加工調査

### ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場

### イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、水産物(のりの冷凍網を除く)を凍結し、または低温で貯蔵した事業所(冷凍・冷蔵工場)または、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所または工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所(水産加工場)

## 4 調査事項

### (1) 海面漁業調査

#### ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

#### イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

#### ウ 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

### (2) 内水面漁業調査

#### ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

#### イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

### (3) 流通加工調査

#### ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

#### イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

## 5 調査期日

平成20年11月1日現在で実施した。

## 6 調査方法

### (1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収を行う自計申告調査の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

### (2) 流通加工調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布・回収を行う自計申告調査の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

## 7 用語等の解説

### (1) 漁業管理組織調査

漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 ① 漁場または漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 ② 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理または漁獲の管理を行う組織 ③ 漁業管理について、文書による取決めのある組織 ④ 漁業協同組合または漁業協同組合連合会が関与している組織
漁業協同組合	水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
運営主体	
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実施しているものをいう。
管理対象漁業種類	漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の11種類に区分したものをいう。

小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業、その他

## (2) 海面漁業地域調査

漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいう。 なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とし、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除く。
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

## (3) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下、「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業または内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に調査対象湖沼において水産動植物の採捕の事業または養殖の事業を、利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯または事業所をいう。
養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用または放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	3ページ、漁業管理組織の漁業協同組合を参照。

漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上(法人を含む)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類(11種類)をいう。 ① 網漁業(5種類):底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、その他の網漁業 ② その他の漁業(4種類):釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業 ③ 養殖業(2種類):魚類養殖、その他の養殖
主とする漁業種類	過去1年間に行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	過去1年間に行ったすべての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類(16種類)をいう。 ① 食用(9種類):にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他 ② 種苗用(4種類):ます類、あゆ、こい、その他 ③ 観賞用(2種類):錦ごい、きんぎょ ④ 真 珠(1種類):真珠
主とする養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ① 漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ② 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上におけるすべての作業及び岡見(定置網に魚が入るのを見張る作業)。 ③ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 ④ 漁船を使用しない採貝・採藻。 ⑤ 養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上におけるすべての作業。(真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。)
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で、過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に1日以上従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。

養殖作業	養殖業における、給餌(調餌を含む。)、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業。(湖沼漁業における養殖業の作業も含む。)
養殖業従事者	満15歳以上で、過去1年間に養殖作業に1日以上従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。
養殖池数	<p>養殖業に使用した養殖池(養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。)の数をいう。</p> <p>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える。(漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。)</p> <p>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。</p>

#### (4) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
漁場環境改善への取組	内水面組合において過去1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。
遊漁承認証	内水面組合が遊漁規則を定め、遊漁者に対して発行する承認証をいう。
遊漁者への啓発・普及活動の取組	過去1年間に内水面組合において実施した遊漁者等に対する水産資源保護や遊漁マナー等の啓発や普及に向けた取組。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	海面漁業地域調査の「漁業体験」(4ページ)に同じ。
魚食普及活動	海面漁業地域調査の「魚食普及活動」(4ページ)に同じ。

#### (5) 魚市場調査

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。

砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

## (6) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物(のりの冷凍網を除く。)を冷凍又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	内水面漁業経営体調査の経営組織「会社」(4ページ)に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水産業協同組合法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
冷蔵能力	常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。 収容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高(床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方)を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
従業者	以下の①～④のいずれかに該当する人をいう。 ① 個人事業主及び無給の家族従業者 ② 常勤の役員

	<p>③ 雇用者(賃金・給与(現物支給を含む)を支給されている人)</p> <p>④ 出向・派遣受入者</p> <p>なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。</p>
常時従業者	<p>上記の従業者のうち①及び②、並びに③または④のうち、次の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいう。</p> <p>⑤ 期間を定めずに従事している人</p> <p>⑥ 1か月を超える期間を定めて従事している人</p> <p>⑦ 平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人</p>
その他	<p>常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人などをいう。</p>
HACCP手法	<p>食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。</p>

## 8 利用上の注意

- (1) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。
- (2) 表中に用いた記号の用法は以下のとおりである。
  - 「－」: 調査は行ったが事実のないもの
  - 「…」: 事実不詳または調査を欠くもの
  - 「△」: 負数または減少したもの

## 【統計表】

### 1 海面漁業(漁業管理組織、海面漁業地域)

#### (1) 漁業管理組織

##### ア 管理組織数

単位:組織

区分	管理組織数	運営主体別組織数				その他の 団体の組織
		漁		協		
		単一組織	下部組織	任意組織		
平. 20	14	7	6	1	...	
15	15	10	4	1	-	
対前年比(%)	93.3	70.0	150.0	100.0	-	

区分	営んだ管理組織対象漁業種類別延べ組織数							
	小型底 びき網	刺網	定置網	はえ縄	釣	採貝・ 採藻	その他 の漁業	海面 養殖業
平. 20	1	7	3	-	3	10	2	1
15	3	7	-	1	-	7	2	-
対前年比(%)	33.3	100.0	-	-	-	142.9	100.0	-

##### イ 管理対象漁業種類別延べ参加漁業経営体数

単位:経営体

区分	計 (実数)	小型底 びき網	刺網	定置網	はえ縄	釣	採貝・ 採藻	その他 の漁業	海面 養殖業
平. 20	447	18	166	8	-	44	212	31	29
15	442	96	146	-	17	-	174	21	-
対前年比(%)	101.1	18.8	113.7	-	-	-	121.8	147.6	-

#### (2) 海面漁業地域

##### ア 水産物直売所を運営した漁協数及び年間利用者数

区分	漁協数	施設数	年間利用客数
平. 20	10	10	464
15	...	9	9 321

注: 水産物直売所数は、2008 年は漁協が運営する直売所のみで、2003 年は漁業地区内にある地方公共団体、漁協(漁業協同組合連合会、漁業生産組合を含む。)及び第3セクターが管理運営するものも含まれる。

##### イ 活性化の取組を行った参加人数規模別漁協数及び年間延べ参加人数

単位:漁協

区分	漁協数	参加人数規模別漁協数						年間延べ参加人数
		10人未満	10~20	20~50	50~100	100~200	200人以上	
漁業体験	8	-	-	3	3	-	2	694
魚食普及活動	7	-	-	1	1	1	4	7 805
その他	2	-	1	-	1	-	-	66

2 内水面漁業

(1) 内水面漁業経営体

ア 経営組織別内水面漁業経営体

単位:経営体

区 分	経 営 体 数		うち、湖沼で漁業を 営んだ経営体		うち、養殖業を 営んだ経営体	
	平. 20	15	平. 20	15	平. 20	15
計	27	31	10	10	17	21
個人	20	23	10	10	10	13
会社	3	4	-	-	3	4
漁業協同組合	1	1	-	-	1	1
漁業生産組合	1	2	-	-	1	2
共同経営	1	1	-	-	1	1
その他	1	-	-	-	1	-

注:年間湖上作業従事日数29日以下の個人経営体は除く。

イ 湖沼漁業経営体

(ア) 湖沼漁業漁獲魚種別延べ経営体数

単位:経営体

区 分	平. 20	15	割 合		増減率
			平. 20	15	
計(実数)	10	10	100.0	100.0	0.0
うぐい・おいかわ	1	-	10.0	-	-
わかさぎ	10	10	100.0	100.0	0.0
さけ・ます類	6	-	60.0	-	-
その他の魚類	6	-	60.0	-	-

注:年間湖上作業従事日数29日以下の個人経営体は除く。

(イ) 過去1年間の湖沼漁業従事者数

単位:人

区 分	計	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54
計	13	-	-	2	1	1	3	-	-
男	13	-	-	2	1	1	3	-	-
女	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	55~59	60~64	65~69	70~74	75歳以上
計	-	-	3	3	-
男	-	-	3	3	-
女	-	-	-	-	-

注:年間湖上作業従事日数29日以下の個人経営体は除く。

ウ 内水面養殖業経営体

(ア) 営んだ養殖種類別経営体数及び主とする養殖方法

単位:経営体

区 分	経営体数	営んだ養殖種類別経営体数							
		食 用						種苗用	
		にじます	その他のます類	あゆ	こい	すっぽん	その他	ます類	あゆ
平. 20	17	5	9	4	2	1	-	1	2
15	21	6	9	5	1	1	1	4	2
対前回比(%)	81.0	83.3	100.0	80.0	200.0	100.0	-	25.0	100.0

区 分	當んだ養殖種類別経営体数(つづき)			主とする養殖方法					
	種苗用	観賞用		池中養殖			ため池養殖	その他の養殖	
		こい	錦こい	きんぎょ	止水式	流水式			循環式
平. 20	-	4	2	3	11	2	1	-	
15	1	6	3	5	13	3	-	-	
対前回比(%)	-	66.7	66.7	60.0	84.6	66.7	-	-	

(イ) 過去1年間の内水面養殖業従事者数

単位:人

区 分	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54
計	51	-	4	-	4	2	6	5	2
男	39	-	4	-	2	2	6	4	1
女	12	-	-	-	2	-	-	1	1

区 分	55～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
計	3	6	2	13	4
男	2	4	1	9	4
女	1	2	1	4	-

(2) 内水面地域

ア 魚種別放流数量

単位:千尾

区 分	放流尾数計	さけ・ます類 陸封性				あゆ	こい	ふな	うなぎ
		にじます	やまめ	いわな	その他				
平. 20	5 059	185	112	22	38	4 508	-	140	39
15	5 583	400	62	4	25	4 516	47	113	20

区 分	その他の魚種	わかさぎ卵	その他の卵
		万粒	万粒
平. 20	15	52 070	100
15	396	95 000	-

イ 遊漁承認証の種類別発行枚数

単位:枚

区 分	総計	計			ます類			あゆ		
		年間	漁期間	1日	年間	漁期間	1日	年間	漁期間	1日
平. 20	275 443	25 059	8 178	242 206	3 713	80	52 928	9 225	8 098	46 417

区 分	こい・ふな類			わかさぎ			その他		
	年間	漁期間	1日	年間	漁期間	1日	年間	漁期間	1日
平. 20	8 767	-	56 269	377	-	32 866	2 977	-	53 726

3 流通加工業

(1) 魚市場

年間取扱金額規模別市場数

単位:市場

区 分	計	1,000万円未満	1,000～5,000	5,000～1億	1～5
平. 20	14	-	1	1	1

区 分	5億～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100億円以上
平. 20	2	1	1	1	-	6

## (2) 冷凍・冷蔵工場、水産加工場

## ア 冷凍・冷蔵工場

## 冷凍・冷蔵工場数及び従業者数

区 分	冷凍・冷蔵 工場数	冷蔵能力	冷 凍 ・ 冷 蔵 工 場 の 従 業 者 数								
			計	うち、外国人	男	女	常時従業者		その他		
							男	女	男	女	
平. 20	124	934	130	4 925	209	2 884	2 041	2 740	1 808	144	233
15	100	1 004	538	4 204	...	2 293	1 911	1 964	1 191	329	720
対前回比(%)	124.0	93.0		117.2	-	125.8	106.8	139.5	151.8	43.8	32.4

## イ 水産加工場

## (ア) 水産加工場数及び従業者数

単位:経営体

区 分	水産加 工場数	水 産 加 工 場 の 従 業 者 数							
		計	うち、外国人	男	女	常時従業者		その他	
						男	女	男	女
平. 20	169	4 146	199	1 805	2 341	1 741	2 010	64	331
15	190	4 938	...	2 012	2 926	1 662	1 766	350	1 160
対前回比(%)	88.9	84.0	-	89.7	80.0	104.8	113.8	18.3	28.5

## (イ) 営んだ加工種類別延べ水産加工場数

単位:工場

区 分	冷凍水産物	缶・びん詰	焼・味付のり	ねり製品		冷凍食品	素干し品	塩干品	煮干し品
				かまぼこ類	魚肉ハム・ソーセージ類				
15	15	4	19	40	1	7	16	53	25
対前回比(%)	140.0	50.0	94.7	85.0	-	128.6	81.3	86.8	104.0

区 分	塩蔵品	節製品	そ の 他 の 食 用 加 工 品					
			塩辛類	水産物漬物	調味加工品			その他
					水産物 つくだ煮類	乾燥・培焼・ 揚げ加工品	その他	
平. 20	5	13	16	15	6	2	4	2
15	2	17	19	27	8	9	4	2
対前回比(%)	250.0	76.5	84.2	55.6	75.0	22.2	100.0	100.0

## (ウ) HACCP手法を採用する理由別延べ水産加工場数

単位:工場

区 分	計 (実数)	製品の 高付加 価値化	事故等のリ スク削減の ため	輸出先の基 準を満たす ため	その他
平. 20	23	14	15	3	2

【ホームページ掲載案内】

この統計調査結果は、関東農政局ホームページ中の統計情報に掲載しています。

【[http://www.maff.go.jp/kanto/to\\_jyo/kanagawa/2009data/index.html](http://www.maff.go.jp/kanto/to_jyo/kanagawa/2009data/index.html)】



漁業センサス

問い合わせ先

◎本統計調査結果について

連絡先:農林水産省 関東農政局 神奈川農政事務所統計部  
経営・構造統計課 電話 045(211)7173

◎農林水産統計全般について

連絡先:農林水産省 関東農政局 神奈川農政事務所統計部  
統計企画課 電話 045(211)7171



平成 22 年 2 月 1 日現在で、2010 年世界農林業センサスを実施します。

調査員がお伺いしましたら、ご協力をお願いします。

農林業センサスホームページ URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>



農林業センサス